

令和3年8月27日

大阪社会保障推進協議会 様

大阪市健康局長

担当：総務課 大久保

電話：06-6208-9893

大阪市への要望について（回答）

平素は何かと大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、先日いただきました要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市行政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	1
項目	自治体職員の削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、令和2年4月に策定した「市政改革プラン3.0」の取組期間中においては、市長部局の職員数について、技能労務職員は、依然として、他都市より多い状況にあることから、「民でできることは民で」という考え方のもと、退職不補充を前提に引き続き委託化、効率化を図り、必要な市民サービスは維持しつつ、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めてまいります。</p> <p>なお、技能労務職員以外は、削減することとしておりません。</p> <p>また、複雑化・多様化する行政需要への柔軟な対応などを図るため、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、特定の学識・経験を要し常時勤務を必要としない業務、臨時の業務等については、任期付職員や会計年度任用職員、臨時的任用職員等の活用を図っております。</p>	
担当	人事室 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431

番号	2
項目	<p>コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。(DV被害相談)</p>
<p>(回答)</p> <p>DVについては、被害者への支援のため、各区役所及び大阪市配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」)において相談業務をおこなっていますが、家族で過ごす時間が増える中、DV増加や深刻化が懸念されることをふまえ、配偶者等が在宅していることで電話による相談ができない方に対して、令和2年5月7日から、センターにおいて専門相談員による電話相談に加え、24時間いつでも送信可能な、メールによる相談を新たに開始したところ です。</p> <p>また、大阪府女性相談センターでは、24時間365日相談に対応していることから、上記相談窓口とあわせて、HPやSNS等を活用し、相談窓口の広報周知にも努めているところです。</p>	
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156</p>

番号	2.
項目	コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。(生活困窮者の自立支援相談)
	(回答) 年末年始やゴールデンウィークにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、生活に困窮し、食料や住む場所を確保することができない方からのお問い合わせに対応するため、福祉局自立支援課に緊急支援担当を設置し対応してまいりました。
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	2
項目	コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。(生活保護相談)
<p>(回答)</p> <p>昨年の年末年始や、今年の5月の大型連休中については、電話相談窓口を設置し、生活のお困りごとに関する相談を受けました。</p> <p>大型連休時には、今後も対応を検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号	3
項目	各市町村独自の現金支給を今年度も行ってください。 <u>昨年度大変喜ばれた上下水道基本料金減免を今年度も実施してください。</u>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症が経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、市民の生活や経済活動を支援するため、令和2年7月から令和2年9月までの各月におきまして、上水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本額の減免措置を実施いたしました。</p> <p>一方、令和2年4月の緊急事態宣言以降、社会経済活動の抑制に伴い、給水量の大幅な減少により上水道料金及び下水道使用料は長期間にわたり大幅に減収しております。</p> <p>現下の厳しい財政状況の中、上水道・下水道事業ともに長期間の減収の影響が懸念されるところであり、将来にわたって健全な事業運営を確保し、お客さまの安心・安全を確保するためには、減免措置を実施することは困難な状況にあります。</p> <p>なお、収入が大幅に減少したなどの事情により、一時的に水道料金等のお支払が困難になられた場合には、昨年度に引き続きご相談を承っております。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	水道局 総務部 お客さまサービス課 営業企画担当 電話：06-6616-5473 建設局 総務部 経理課 下水道使用料担当 電話：06-6615-7548

番号	5
項目	<p>新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。<u>感染経路を科学的につかむために、国や行政による PCR 検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要です。クラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な PCR 検査の実施など、必要なところにいち早く PCR 検査ができるようにしてください。</u></p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では限りある医療資源のもと、国の疑似症例の定義などにに基づき、発熱等の症状がある方や濃厚接触者などに対して迅速かつ確実に PCR 検査を実施しています。</p> <p>検査体制につきましては、従来の「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関等に加え、関係機関の協力のもと、市内に 5 か所の検査場を設置・運営しています。</p> <p>また、保健所を介さず、地域の医療機関から直接受診調整ができる地域外来・検査センターの設置を進めるとともに、発熱患者が地域において適切に診療・検査を受けることができる「診療・検査医療機関」が指定されています。</p> <p>さらに、令和 3 年 2 月から、高齢者や障がい者の入所施設において、また、7 月からは通所系・訪問系サービス事業所等において、従事者の新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、従事者に対して概ね 2 週間に 1 回のサイクルで PCR 検査を実施しております。</p> <p>これらの取り組みに加え、クラスターの早期発見、早期対応に重点を置き、施設等で複数の陽性者が出た場合には幅広く検査を実施しています。</p> <p>引き続き、関係機関との連携を図りながら、検査体制の拡充など感染拡大防止に向け取り組んでまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	<p>健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6241-6310</p> <p>福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527</p>

番号	6
項目	<p>大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における新型コロナウイルス感染症対策としては、令和2年5月に感染症対策課の従来業務と役割分担した新型コロナウイルス感染症対策の専任グループを新設し、以降も新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い令和2年9月、令和3年1月と人員を増強して感染拡大に備えてきました。</p> <p>また、2月には新型コロナワクチンにかかる業務を行う専任チームを新たに設置し、新型コロナウイルス感染症第4波への対応として4月及び5月には更なる人員を増強するなど、必要に応じて保健所の体制強化に努めてまいりました。</p> <p>また、第5波に向けて、7月以降も人員増強を実施し、ステージ（新規感染者数）に応じた対応と体制をあらかじめ定め、本市職員の応援体制及び民間派遣の増強により、早期に次のステージを見越した体制を整備いたしました。</p> <p>今後も引き続き、感染拡大局面を見据えながら、適切な対応を行ってまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 保健所 管理課 電話：06-6647-0696

番号	6
項目	<p>大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。<u>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、大阪市立環境科学研究所の衛生部門と大阪府立公衆衛生研究所が統合し、平成 29 年 4 月 1 日に発足しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査では、急増する検査ニーズに対応するため機器の増設を行うなど検査体制の増強を図り、必要な検査を確実に受けられる体制を確保しております。</p> <p>同研究所においては、今後とも大阪市、大阪府の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を迅速に行い、大阪市民・府民の健康増進及び生活の安全確保に寄与してまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 総務部 総務課 大阪健康安全基盤研究所支援担当 電話：06-6208-7367

番号	7
項目	ワクチン接種は医療関係者だけでなく介護・障害・保育関係者にも先行接種をしてください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、国が公表する接種順位に基づき、接種順位を次の通りとしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療従事者等 2. 高齢者（65歳以上の方） 3. （1）基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方（一定の居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者を含む） （2）60～64歳の方 4. ①（1）保育所など児童福祉施設等の従事者、幼稚園・小中学校等の教職員 （2）50歳～59歳の方 ②49歳以下の方 <p>今後も、関係機関と連携し、希望される市民の皆様に速やかに接種いただけるよう努めてまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	8
項目	<p>現役世代が失業、休業等で困窮しています。<u>子ども及びひとり親の医療費助成制度は無料にしてください。</u>医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱のもと実施しており、対象者の方が医療機関を受診した際、保険診療が適用された医療費の自己負担部分の一部を助成しています。</p> <p>一部自己負担額の撤廃につきましては、大阪府の制度が給付の仕組みそのものに関わるものであること、また、本市の厳しい財政状況から、困難であると考えます。</p> <p>所得要件につきましては、平成 23 年 11 月診療分から、入院・通院とも 0 歳から 2 歳（3 歳に到達する日の属する月の末日まで）の所得制限を撤廃し、平成 27 年 11 月診療分からは、入・通院とも 3 歳から 12 歳（小学校修了）までの所得制限をなくすとともに、12 歳（中学校就学）から 18 歳（高校修了）までの所得制限を児童手当の基準と同額まで緩和しております。</p> <p>また、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課(医療助成グループ) 電話：06-6208-7971</p>

番号	8
項目	<p>現役世代が失業、休業等で困窮しています。子ども及びひとり親の医療費助成制度は無料にしてください。<u>医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>(給付グループ回答内容)</p> <p>入院時の食事療養にかかる費用につきましては、入院している方と在宅等で治療されている方との負担の公平化を図るため、食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、自己負担額である食事療養標準負担額（平均的な家計における食事の状況を勘案して定める額）を控除した額とすることが定められています。</p> <p>また、食事療養標準負担額は、低所得者の方々に十分配慮したうえで、所得に応じて段階的に減額された負担額が定められている制度となっています。</p> <p>(医療助成グループ回答)</p> <p>なお、この入院時の食事療養にかかる自己負担額（標準負担額）につきましては、本市では重度の身体・知的障がいのある方で公的医療保険から食事療養標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている方及びひとり親家庭医療費助成制度の対象者に対し、助成を実施していますが、近年の厳しい財政状況から本市が単独でこれ以上の水準とすることは困難であると考えています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967</p> <p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療費助成グループ） 電話：06-6208-7971</p>

番号	9
項目	<p>各市町村独自に地域で活動する NPO、<u>子ども食堂等と連携し</u>、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援し、さらには<u>自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>子ども食堂等など、こどもの居場所（以下、「子ども食堂等」といいます。）については、民間の活動団体などにより自発的・自主的に取り組まれている事業であり、活動団体が主体的に活動場所を確保し、またフードバンクなど調達先を確保し、運営されております。</p> <p>子ども食堂等は、食事提供の場としてだけではなく、食事を通したコミュニケーションの場としても機能しており、こどものみを対象としたものや、その保護者も対象としたもの、地域住民全般を対象としたものもあるなど、対象者や活動内容も様々です。</p> <p>そうした活動団体などの主体性を大切にしながら、社会全体で支援し、地域でこどもを育む機運の醸成を図る仕組みとして、平成30年度より大阪市社会福祉協議会を事務局とする「子ども支援ネットワーク」を構築しました。</p> <p>事務局において子ども食堂等のニーズを把握し、支援を希望する企業とマッチングすることにより、ジュース、レトルト食品、缶詰、お菓子など、様々な物資を子ども食堂等へ届けてきたところです。</p> <p>引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、子ども食堂等への参加者に食事や、食事を通したコミュニケーションの場が提供されるよう、「子ども支援ネットワーク」を通じて、多くの企業等からの支援がしっかりと子ども食堂等に届けられるよう取り組んでまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>子ども青少年局 企画部 企画課（こどもの貧困対策推進グループ）</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8153</p>

番号	9
項目	各市町村独自に地域で活動する NPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市環境局では、「食品ロス」削減のため、ご家庭で余った未開封で、賞味期限が一定期間以上あり、常温保存できる食品を回収して、福祉団体等へ無償譲渡する「フードドライブ」の取組みを推進しており、令和3年6月に「フードドライブ回収事業にかかる協定」を締結した事業者の店舗において食品の回収が行われているほか、一部の区役所やイベント等でも食品を回収しています。</p> <p>回収した食品は、令和元年6月に「フードドライブ連携実施にかかる協定」を締結した連携事業者を通じて、大阪市内にある福祉団体等へ無償で譲渡されています。</p>	
担当	環境局 事業部 家庭ごみ減量課 電話：06-6630-3259

番号	10
項目	<p><u>小中学校の給食費を無償化してください。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。</u> 保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>小中学校の給食費については、令和3年度は無償化措置を実施しています。また、令和4年度以降の学校給食費については、公平性や合理性の観点もふまえ、対象範囲や無償化の手法などさらに研究を進め具体的な制度設計を行い、本格実施につなげてまいります。</p> <p>休校中・長期休暇中の給食については、学校給食実施基準第二条に「学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の昼食時に実施されるものとする。」と規定されていることから提供しておりません。教育行政における「コロナ禍のもとでの住民生活を支えるため」の施策として、授業日以外に給食を提供することは困難です。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143

番号	10
項目	<p>小中学校の給食費を来年度以降も無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行なってください。<u>保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>義務教育である小中学校と異なり、就学前の児童は保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、認可外保育施設など、多種多様な施設を利用しており、給食の提供状況も各施設で異なります。また、昼食にかかる費用は、在宅で子育てされている場合もあり、そのような場合でも保護者が負担していることから、本市における対応は困難な状況です。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>こども青少年局 保育施策部 保育企画課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8105</p>

番号	11
項目	<p>国民健康保険料の値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも独自に適用拡大をしてください。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行ってください。昨年より後退したコロナ対応保険料減免については自治体として国に強く意見を上げることと独自の減免拡充を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>(管理グループ回答内容)</p> <p>国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えます。平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化により、本市では大阪府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、令和5年度までの経過措置期間を経て「府内統一保険料率」となるよう改定を行っていくこととしていますが、被保険者のみなさまの保険料負担が急激に増えないよう、令和2年度に引き続き、激変緩和措置(約14億円)を講じるなど、令和3年度当初予算では、約350億円の市税等を一般会計から繰り入れ、負担軽減に努めています。</p> <p>本市といたしましては、中間所得者層の保険料負担の緩和や今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国保の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化など制度の抜本的な改革の実現について、引き続き国に要望を重ねてまいります。</p> <p>(保険グループ回答内容)</p> <p>国から示された基準に基づき、令和3年度においても、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡等された世帯又は事業収入等が10分の3以上減少した世帯に対して、国民健康保険料の減免を実施しています。</p> <p>また、保険料の全額負担が困難な世帯については、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し減免制度を実施しています。</p> <p>減免制度につきましては、本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードすることが可能です。また、6月の国民健康保険料決定通知書</p>	

送付時に制度案内のビラを同封しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、区役所における来庁者の集中を避ける処置として、窓口相談対応を極力控えることとし、電話による相談・郵送による受付や要望に応じて申請書を送付するなど柔軟に対応を行っているところです。

(給付グループ回答内容)

国民健康保険における傷病手当金制度は、国の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応策に基づく、緊急的・特例的な措置となっております。

本制度の対象者は、国民健康保険にご加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、療養のため就労することができず給与を受けられない場合に支給することとしております。

なお、傷病手当金制度及び一部負担金減免制度については、区役所等にビラを配架するとともに大阪市ホームページへの掲載を行っております。また、申請に際しては、郵送での申請を可能としております。

(収納グループ回答内容)

保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃から丁寧な対応を行っております。

また、納付義務者等から保険料の納付が困難である旨の申出があった場合については、納付義務者等の置かれた状況に十分配慮し、徴収猶予についても適切に対応することとしています。

なお、徴収猶予の申請につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送による申請や電話等によるお問い合わせにご協力をお願いしており、本市ホームページ等を用いて周知・広報させていただいております。

担当	福祉局・生活福祉部	保険年金課 (管理グループ)	電話：06-6208-7961
	福祉局・生活福祉部	保険年金課 (保険グループ)	電話：06-6208-7964
	福祉局 生活福祉部	保険年金課 (給付グループ)	電話：06-6208-7967
	福祉局 生活福祉部	保険年金課 (収納グループ)	電話：06-6208-9872

番号	12
項目	<p>高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制してください。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げてください。（※介護給付費準備金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその金額を繰り入れてください）</p> <p>介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯（国基準第1～3段階）については、公費投入によりさらに引き下げてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充してください。</p>
<p>（回答）</p> <p>介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められているため、制度的に決められている以上に一般会計から繰入することは、負担と給付の関係を不明確にするもので、納税されている国民の理解が得られないとして、国や府においても適当でないとしております。</p> <p>令和3年度からの第8期介護保険料については、介護サービス利用者数の増加などによる介護給付費の増加や国の介護報酬の増額改定などの影響により上昇することとなります。こうしたことから、介護給付費準備基金の取崩しや保険料段階の変更を行うなど保険料必要額の縮減を図っております。</p> <p>第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料につきましては、国においては、標準段階を9段階に区分しておりますが、本市においては、本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により、きめ細かな設定を行う観点から15段階の負担割合（保険料率）を定め、定額の保険料をご負担いただいております。</p> <p>なお、平成27年度からは、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、低所得者の保険料軽減として保険料段階が第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減を行っており、令和元年度からはさらに軽減幅を拡大し、第1段階から第4段階の方を対象として実施しております。</p> <p>なお、保険料の軽減について、本市では世帯全員が市町村民税非課税の被保険者で、生活に困窮している方を対象に、公費軽減強化前の第4段階保険料額の2分の1に減額する制度を独自に設け、実施しています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	13
項目	<p>生活保護、<u>住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</u>生活保護を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。</p>
<p>(回答)</p> <p>住居確保給付金の申請については、お住まいの区の自立相談支援窓口に加え、昨年5月より区の窓口の混雑緩和のため、福祉局での郵送申請を開始しております。なお、申請時に必要な書類等については、本市ホームページからダウンロードしていただけます。また、受給決定後の自立相談支援機関との面談についても、来所によらず電話やメール等による相談を可能としています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	13
項目	<p><u>生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるようホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。生活保護申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>生活保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。申請書については、必要な方は受付面接担当員からお渡しすることとしています。</p> <p>扶養照会に関して、扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするというのではなく、個々の状況から判断して行っています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号	15	
項目	<p>「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化により、外出自粛や休業等による生活不安やストレスによりDVの相談件数は増加しています。また、子どもをめぐる生活環境にも変化が生じ、児童虐待のリスクが高まる可能性が懸念されています。</p> <p>DVと児童虐待は密接な関連があることから、関係機関と連携を密にしながら施策を進めておりますが、さらに情報連携を円滑に行うことを目的とし、児童虐待とDVに関する相談履歴の有無について相互に共有できる児童相談等システムを令和3年4月から稼働しています。</p> <p>あらためて児童虐待の通告・相談窓口である児童虐待ホットライン（24時間365日対応）及び各区の子育て支援室の周知に努めるとともに、各区要保護児童対策地域協議会において、子ども相談センターと区子育て支援室との緊密な連携のみならず、各区における地域のさまざまな関係機関と情報を共有し、支援対象児童等に対する支援内容について協議するなど、役割分担を行い必要な支援に努めています。</p>	
担当	<p>子ども青少年局 中央子ども相談センター</p> <p>子ども青少年局 子育て支援部 子ども家庭課</p> <p>市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課</p>	<p>電話：06-4301-3100</p> <p>電話：06-6208-8032</p> <p>電話：06-6208-9156</p>

番号	16
項目	自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。
<p>(回答)</p> <p>本市では、新型コロナウイルスの感染が流行している状況下において、避難所開設・運営の際の感染拡大の防止を目的に、「避難所開設・運営ガイドライン」の別冊を作成し、地域での避難所開設・運営の際に活用していただけるよう周知を図っているところです。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380